
屋外広告物行政

国土交通省 都市局公園緑地・景観課
令和2年3月更新

①屋外広告物法の概要

法の目的

良好な景観の形成・風致の維持・公衆に対する危害の防止

屋外広告物とは

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

都道府県

指定都市

中核市

協議
景観行政団体・歴史まちづくり法
に基づく認定市町村

条例の制定

●規制が可能(条例)

① 一定の地域・場所又は物件についての禁止

(1) 区域

- ・住居専用地域、景観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区
- ・文化財、保安林のある区域
- ・道路、鉄道、軌道等に接続する地域
- ・公園、緑地、古墳、墓地 等
- ・その他条例で指定する地域・場所

(2) 物件

- ・橋りょう、街路樹、銅像、景観重要樹木 等
- ・その他条例で定める物件

(3) 条例で公衆の危害を防止するために必要があると定める場合

② 広告物の表示について、許可制を設ける等、条例による必要な制限

③ 広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法等について条例による基準

●違反に対する措置等(条例)

- ・表示・設置の停止命令
- ・除却等の必要な措置の命令
- ・一定の要件を満たすはり紙、はり札、立看板、広告旗等の除却(簡易除却)

●罰則(条例)

- ・条例で罰金又は過料を科する規定を設けることができる。

●屋外広告業^{※1}を登録制度とすることが可能(条例)

以下の事項を条例で定める。

- ・登録の有効期限(5年)
- ・登録の要件に関する事項(業務主任者^{※2}の選任に関する事項等)
- ・登録の取消し又は営業の全部もしくは一部の停止に関する事項 等

※1

○屋外広告業とは、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を行う営業のこと。

○登録制度は、都道府県・指定都市・中核市で可能。

※2 国土交通大臣の登録を受けた「登録試験機関」の試験合格者等

屋外広告物条例制定団体一覧

都道府県 47 指定都市 20 中核市 58 左記以外の景観行政団体 91 合計 216

平成31年4月1日現在

都道府県	指定都市	中核市	左記以外の屋外広告物条例制定市町村
北海道	札幌市	旭川市 函館市	小樽市
青森県		青森市 八戸市	弘前市
岩手県		盛岡市	平泉町
宮城県	仙台市		横手市
秋田県		秋田市	
山形県		山形市	
福島県		郡山市 いわき市 福島市	白河市 会津若松市
茨城県			水戸市 つくば市 守谷市 土浦市
栃木県		宇都宮市	日光市 那須町 那須塩原市
群馬県		前橋市 高崎市	伊勢崎市 太田市 藤岡市 富岡市 下仁田町 川場村 中之条町 桐生市
埼玉県	さいたま市	川越市 越谷市 川口市	八潮市 新座市 戸田市 春日部市 三郷市 熊谷市
千葉県	千葉市	船橋市 柏市	流山市
東京都		八王子市	
神奈川県	横浜市 川崎市 相模原市	横須賀市	平塚市 藤沢市 小田原市 茅ヶ崎市 秦野市 大和市
山梨県		甲府市	
長野県		長野市	小布施町 松本市 飯田市 諏訪市 安曇野市 駒ヶ根市
新潟県	新潟市		新発田市 佐渡市
富山県		富山市	
石川県		金沢市	
岐阜県		岐阜市	
静岡県	静岡市 浜松市		各務原市 下呂市 高山市 多治見市 美濃市 恵那市
			沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 富士市 御殿場市 袋井市 裾野市
			伊豆の国市
愛知県	名古屋市	豊田市 豊橋市 岡崎市	
三重県			
福井県		福井市	大野市
滋賀県		大津市	長浜市 草津市 守山市 野洲市 高島市 彦根市 甲賀市 米原市
			湖南市 東近江市
京都府	京都市		宇治市 伊根町
大阪府	大阪市 堺市	高槻市 東大阪市 豊中市 枚方市	
		八尾市 寝屋川市	
兵庫県	神戸市	姫路市 西宮市 尼崎市 明石市	篠山市 豊岡市 芦屋市
奈良県		奈良市	橿原市
和歌山県		和歌山市	
鳥取県		鳥取市	倉吉市
島根県		松江市	
岡山県	岡山市	倉敷市	
広島県	広島市	呉市 福山市	尾道市 鞆市
山口県		下関市	
徳島県			
香川県		高松市	大洲市 宇和島市 八幡浜市 内子町
愛媛県		松山市	
高知県		高知市	
福岡県	北九州市 福岡市	久留米市	大牟田市 中間市 宗像市 福津市 太宰府市
佐賀県			佐賀市
長崎県		長崎市 佐世保市	大村市 小値賀町 松浦市
熊本県	熊本市		
大分県		大分市	
宮崎県		宮崎市	
鹿児島県		鹿児島市	指宿市
沖縄県		那覇市	

屋外広告物法の体系

- ・屋外広告物法
- ・屋外広告物法施行規則
- ・屋外広告物条例ガイドライン(案)



屋外広告物条例

- ・都道府県
- ・政令市
- ・中核市
- 左記以外の
 - ・景観行政団体である市町村
 - ・歴史まちづくり法に基づく認定市町村

屋外広告物法と条例との関係

	屋外広告物規制	屋外広告業規制
屋外広告物法	条例で屋外広告物の表示等を禁止し、又は制限をすることができる。	条例で、屋外広告業は登録（又は届出）をしなければならないとすることができる。
屋外広告物 条例	<ul style="list-style-type: none">・〇〇地域においては、屋外広告物を表示し、または掲出物件を設置してはならない。・〇〇物には、屋外広告物を表示し、または設置してはならない。・〇〇地域において屋外広告物を表示し、または掲出物件を設置する場合には、知事の許可を受けなければならない。	屋外広告業者は、知事の登録を受けなければならない。

屋外広告物法の目的(法第1条)

屋外広告物法とは、

- ①「良好な景観の形成・風致の維持」
- ②「公衆に対する危害の防止」

を目的として、

- ①「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持」
- ②「屋外広告業」

について必要な規制を定める

屋外広告物の定義（法第2条）

「屋外広告物」とは

①常時又は一定の期間継続して

②屋外で

③公衆に

表示されるものであって

④-1 看板、立看板、はり紙及びはり札

-2 広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの

-3 これらに類するもの

屋外広告物の種類

1. 電柱広告
2. 野立広告
3. 野立広告(ポールサイン)
4. 野立広告(駐車場誘導サイン)
5. 車体広告(ラッピング)
6. 消化栓広告

7. 野立広告(ゲートサイン)
8. POPサイン(店頭装飾)
9. 壁面広告
10. ポールサイン
11. 大型ビジョン
12. 突き出し広告(袖看板)

13. アドバルーン
14. 屋上広告
15. 懸垂幕
16. 壁面広告
17. 貼り紙・貼り札
18. 広告旗(のぼり旗)
19. 壁面広告
20. 置き看板(スタンドサイン)
21. 置き看板(A型看板)
22. 突き出し広告
23. 広告旗(バナー)



屋外広告物の規制主体

- 都道府県、政令市、中核市が屋外広告物法に基づき屋外広告物条例を定め、必要な規制を行うことができる。
- また、景観行政団体である市町村、歴史まちづくり法に基づく認定市町村も都道府県と協議の上、屋外広告物条例を定め必要な規制を行うことができる（屋外広告業の登録に係る条例を除く。）。
- 許可等の事務については、委任を受けて市町村が行っている場合もある。

屋外広告物の制限の概要

都道府県、政令市、中核市、景観行政団体である市町村、歴史まちづくり法による認定市町村は、条例で定めるところにより、以下の規制を行うことができる。

(1) 広告物の表示等の禁止【法3条】

- 1) 良好な景観又は風致の維持を目的とする場合
⇒ 一定の地域・場所や物件についてのみ、禁止することが可能
- 2) 公衆に対する危害を防止することを目的とする場合
⇒ 区域、物件を限定せず、広告物の表示等を禁止することが可能

(2) 広告物の表示等について、許可制を設ける等の必要な制限【法4条】

(3) 広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法等の基準の制定【法5条】

禁止地域

<屋外広告物法の規定>

都道府県は、条例で広告物の表示等を禁止する区域を定めることができる。

<屋外広告物条例で定める内容の例>

次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、または掲出物件を設置してはならない。

- ① 第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区
- ② 文化財保護法の規定により重要文化財等に指定された建造物の周辺の指定地域等
- ③ 名所・旧跡の風致の保存のための保安林(風致保安林)として指定された森林のある地域
- ④ 道路、鉄道等に接続する地域で、良好な景観・風致を維持するために必要があるとして都道府県が指定するもの
- ⑤ 公園、緑地、古墳、墓地
- ⑥ その他都道府県が特に指定する地域または場所

禁止物件

＜屋外広告物法の規定＞

都道府県は、条例で広告物の表示等を禁止する物件を定めることができる。

＜屋外広告物条例で定める内容の例＞

次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- ① 橋りょう、トンネル、高架及び分離帯
- ② 街路樹・路傍樹
- ③ 信号機、道路標識、ガードレール等
- ④ 電話ボックス、郵便ポスト、路上変圧等
- ⑤ 電柱、街路灯、その他電柱の類で知事が指定するもの
- ⑥ 銅像・記念碑
- ⑦ 景観重要建造物・景観重要樹木
- ⑧ その他、都道府県知事が特に指定した物件

許可地域

<屋外広告物法の規定>

都道府県は、広告物の表示等について、許可制を設ける等の必要な制限を定めることができる。

<屋外広告物条例で定める内容の例>

次に掲げる地域または場所において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- ・道路、鉄道等の用地及びそれらの沿線地域で知事が指定する地域
- ・河川、湖沼、山等及びこれらの附近の地域で知事が指定する区域
- ・港湾、空港、駅前広場及びこれらの附近地で知事が指定する区域
- ・〇〇市全域
- ・〇〇町全域
- ・〇〇町大字〇〇

表示の方法等の基準

<屋外広告物法の規定>

都道府県は、条例で広告物の形状、面積、色彩、意匠その他の表示・設置の方法を定めることができる。

<屋外広告物条例で定める内容の例>

次に定める広告物または掲出物件を表示し、または設置しようとするときは、規則で定める規格に適合しなければならない。

- ・はり紙
- ・立看板
- ・置看板
- ・広告幕
- ・突出広告
- ・野立広告
- ・○○○○

この他、条例または規則で、形状、面積、色彩、意匠その他の表示・設置の方法を定める許可基準や適用除外基準を定める場合も多い。

屋外広告物に係る基準

<規則で定める基準(許可基準・規格・適用除外)の例>

- ・面積〇m²以下であること
- ・高さ〇m以下であること
- ・突出看板の出幅は〇m以内であること
- ・地色は〇色または〇色であること
- ・蛍光色を使用しないこと
- ・点滅する光源を使用しないこと

宇都宮市の例

日光街道(国道119号線)の桜並木街道では、屋外広告物の表示について許可を要することとし、その形態、材質等について規制を行うことにより、日光街道の良好な景観の保全を図っている。



<許可の基準>

- ・自己の営業所が国道から相当の距離がある場合
または
 - ・並木の後方で見えにくく営業所の所在を表示することが事業遂行上不可欠と認める場合
- で、下記の規格に適合していること。

項目	基準
面積	1面につき0.5 m ² 以内で背中合わせの2面可能。
高さ	2m以内(共架の場合は3m以内)
その他	材質:木 色彩:焼き板地 照明装置:白色の間接照明 (発光塗料、点滅装置、電光飾は不可)

適用除外

<屋外広告物条例で定める内容の例>

次に掲げる広告物又は掲出物件については、禁止地域等の規定は適用しない

- ① 法令の規定により表示する広告物等
- ② 公職選挙法に基づく選挙運動のために使用するポスター等
- ③ 自家用広告物であって、規則で定める基準に適合するもの
- ④ 冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示する広告物等
- ⑤ 電車・自動車に表示される広告物であって、規則に定める基準に適合するもの
- ⑥ 国または地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの 等

特別に規制の強化・緩和等が行われる地区

<屋外広告物条例ガイドライン(案)に示されているもの>

1) 広告物活用地区

・繁華街等において、当該地区の魅力・活力を維持・向上させる広告物等については、知事の確認を受けることにより、許可を受けることなく、広告物の表示等が可能となる。

2) 景観保全型広告整備地区

・禁止・許可地域において、規制の適用除外となる広告物の表示等についても、届出を義務付け、必要な助言、勧告を行う。

3) 広告物協定地区

・地域の住民等が、屋外広告物の表示・設置位置、形状、面積、デザイン等を自主的なルールとして定め、知事が認定することにより公的な位置づけを与える。

広告物活用地区の例

すすきの地区広告物活用地区(札幌市)

札幌市屋外広告物条例(抄)

(広告物活用地区)

第8条 市長は、活力ある街並みを維持し、又は形成する上で広告物が重要な役割を果たしている区域を、広告物活用地区として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により広告物活用地区を指定するときは、第5条第1項の規定にかかわらず、当該地区における広告物等の表示又は設置の許可の基準を別に定めることができる。



<許可基準>

- ・構造上安全であり、公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。



屋外広告物適正化旬間の実施について

国土交通省では、平成22年度より、屋外広告物の適正化を一層推進するため、9月1日から10日までを「屋外広告物適正化旬間」に設定し、当該旬間を中心として、地方公共団体において、関係団体とも連携し、屋外広告物法及び同法に基づく条例の普及啓発、違反屋外広告物の是正や良好な景観形成に対する国民、企業の意識啓発等を推進。

<具体的な取り組み>

- ・屋外広告物に関する普及啓発
- ・屋外広告タウンミーティング等の官民連携イベント
- ・違反屋外広告物のパトロール、是正指導や一斉除却 等

<取組事例の一例>

【平成29年度】

【平成30年度】



■宮城県、仙台市
第4回宮城・広告景観タウンミーティング
仙台市中心部において、主に突出看板を対象に、官民共同で目視点検を行うパトロールを実施。所有者の了解を得られた1件について、高所作業車を用い、内部の詳細点検を実施。



■神奈川県藤沢市
違反屋外広告物適正化キャンペーン

藤沢市担当職員が定めたエリアを後援者達が協力して、違反屋外広告物の除却及びパトロール、清掃作業を実施。



■屋外広告物官民連携事業実行委員会（千葉県屋外広告美術協同組合、千葉県、千葉市、船橋市、柏市）
平成30年度屋外広告物美化キャンペーン

JR松戸駅東口ペDESTリアンデッキにおいて、官民連携して啓発横断幕の掲示及び啓発パネルの展示等を実施。



■鹿児島県鹿児島市
違反広告物の一斉除却

市内全域において、国、県、民間と連携してパトロールを行い、簡易除却対象の違反屋外広告物の撤去を実施。



違反に対する措置・罰則

違反に対する措置(法第7条、8条)

- 都道府県知事は、条例に違反した広告物の表示等を行い又は管理する者に対し、当該広告物の除却等の必要な措置を命ずることができる。
- 一定の要件を満たすはり紙、はり札、立看板、広告旗等については、都道府県知事等が自ら除却することができ、除却した広告物等を、条例で定めるところにより、売却・廃棄することができる。

罰則(法第34条)

- 条例には、罰金又は過料を科する規定を設けることができる。

屋外広告業の登録

「屋外広告業」とは（法第2条）

- ・屋外広告物の表示または広告物を掲出する物件の設置を行う営業

屋外広告業の登録（法第4章）

- ・都道府県は、条例で、その区域内において屋外広告業の登録制度を設け、登録取消や営業停止等の監督、指導・助言等を行うことができる。

屋外広告業の登録

屋外広告物法	条例で定める内容の例
条例で、屋外広告業者の登録制を定める。	屋外広告業を営もうとする者は、登録を受けなければならない。
条例で、登録の有効期間を5年と定める。	登録の有効期間は5年とする。
条例で、法に定める欠格事由に該当するときは登録を拒否しなければならない旨定める。	登録申請者が次のいずれかに該当するとき、登録申請書等に虚偽の記載があるとき等は登録を拒否しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・登録を取り消されてから二年を経過しない者 ・営業停止期間の者 ・屋外広告物条例等に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ・〇〇市全域営業所ごとに業務主任者を選任していない者 <div style="text-align: right;">等</div>

静岡県の例

・違反屋外広告物の是正指導を実施する中、指導に従わない屋外広告業者に対しては、平成19年度に定めた「静岡県屋外広告業指導監督措置基準」に基づき、当該法令違反に相当する違反点数を付与した。

・その結果、屋外広告業者A社の違反点数が10点を超え、監督処分(営業停止)の基準に該当することとなった。



②屋外広告物の安全管理の徹底

現状と課題

- バブル期以降に大量に設置された屋外広告物の老朽化が進行する中、各地で重大事故が発生し、今後も適正に管理されない老朽化広告物や、設置者の倒産等により放置された老朽化広告物による事故の発生が懸念される。
- 全国で安全対策の先進事例が少ない上に、実態把握も進んでいない状況。
- 立地パターンによって屋外広告物の安全上の課題は異なるが、安全対策に関する知見が乏しく、全国的に適切な対策が講じられていない状況。

【関係する団体等の課題】

自治体

- 担当職員も少なく、実態調査も進んでいない。
- 行政には、施工・点検整備に関する技術知識も不足しており、業界団体との官民連携が不可欠

業界団体

- 広告主に対して積極的に安全対策を強く提案できない。
- 業界団体に加入していない事業者も多いため、団体内の周知徹底のみでは業界全体に行き渡らない。

広告主

- 安全管理に対する認識不足
- 個人店舗など中小・零細事業者は、改善資金が不足
- 広告主が倒産している場合あり

【立地パターン別の課題】

中心市街地

- 権利関係も複雑で、無許可の違反看板が多い。
- ビルの看板も多く、検査等に高所作業を要する。
- テナントの倒産等で所有者不明の看板がある。

ロードサイド

- 大型看板等が多く、検査等に高所作業を要する。
- 全国チェーン等が多く、商店街等の自治組織が無いため、制度周知・官民連携が難しい。

観光地

- 小規模店舗が多く、適切な維持保全体制が不足。
- 木彫り看板等、特殊な素材を用いた看板が多いが、地域で修繕できる技術者が少ない。

○札幌市の看板落下事故の概要

発生日時：平成27年2月15日 13時55分ごろ

発生場所：北海道札幌市中央区北三条西2丁目飲食店ビル

設置者：(株)札幌かに本家 代表取締役 日置 達郎
名古屋市中区栄3丁目8番28号

設置年月：昭和59年12月

被害者：女性1名(意識不明 重体)

事故概要：ビルの外壁に緊結された看板の一部が落下し、当該建物に接する歩道を通行していた歩行者の頭部に当たった。
落下した看板は縦約30cm、横約150cm、奥行約30cmの金属製で約15mの高さに設置されていた。

事故原因：看板を外壁に緊結する部分が腐食したことにより強度が低下し、事故当時吹いていた強風の影響により落下した可能性が考えられる。

許可の状況：札幌市屋外広告物条例に基づき、S60年4月から許可。
直近ではH24年6月に更新許可(許可期間はH24年4月～H27年3月まで)

※平成29年3月13日、札幌地方裁判所は、業務上過失致傷罪に問われていた、「札幌かに本家 札幌駅前本店」責任者の副店長に対し、罰金40万円(求刑罰金50万円)の判決。
(平成29年3月24日、札幌高等裁判所に控訴)

※平成29年6月29日、札幌高等裁判所は、被告の控訴を棄却。
被告は上告しなかったため、罰金刑が確定。





北面の看板



西面の同型の看板

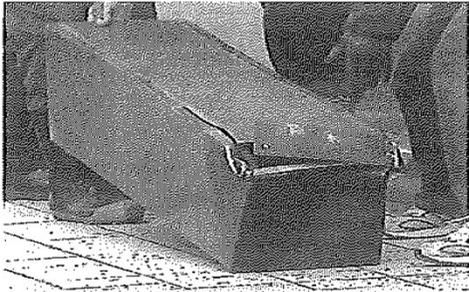
朝日新聞(朝刊) 平成27年2月16日(月)

看板落下し女性大けが

北海道・東北で暴風雪

強い冬の気圧配置になった15日、北海道や東北沿岸部では雪を伴った非常に強い風が吹き、ところによっては猛吹雪になった。

気象庁によると、最大瞬間風速は15日午後8時までに北海道弟子屈町で34・9メートル、札幌市で28・9メートルを記録。北海道警によると、同市中央区では15日午後2時ごろ、「札幌かに本家札幌駅前本店ビル」から金属製の



強風で落下した看板の一部。北海道テレビ提供

看板の一部が落ち、近くを歩いていた看護助手の女性(21)の頭にあたった。女性は頭や首の骨を折る大けが。同日午前11時ごろには、留萌市の陸上自衛隊留萌駐屯地グラウンドで、イベント用テントが突風で横倒しになり、男児(4)ら8人が軽いけがをした。

川市内で寝台特急「トワイライトエクスプレス」の回送列車が大雪で約15時間立ち往生した。JRによると、北海道や東北の一部区間でも、終日運転を見合わせた在来線がある。



現場は通りに面したビルの下。看板の最上部が強風で落下した。15日午後5時1分、札幌市中央区、恵原弘太郎撮影

空の便では全日空が同日、新千歳―羽田空港を結ぶ便など46便で欠航。日本航空も午後9時半までに25便の運航を取りやめた。女満別空港(北海道空町)

では15日午後9時現在、搭乗予定だった乗客約110人が空港ターミナルビルで足止めされている。

北海道北見市常呂町であったカーリング日本選手権では、付近の道路が雪で通行止めに。午後の男女決勝は観客を帰し、日本選手権初の無観客試合となった。

屋外広告物の安全対策の取組について

○札幌市の看板落下事故

平成27年2月15日、飲食店ビルの外壁に緊結された看板の一部が落下。歩行中の女性1名の頭部に当たり、重体。

<事故直後の対応等>

【平成27年2月】

○屋外広告物の所有者等に対し、実効性のある点検の実施と、老朽化による倒壊・落下のおそれがある広告物の速やかな撤去、改修等、適切な措置を講ずるよう指導することを自治体に依頼。

【平成27年6月】

○屋外広告物の落下等の事故が発生した場合の緊急連絡体制を構築し、自治体に周知。

【平成27年9月】

○国、自治体、業界団体、有識者による検討委員会を設置し、屋外広告物の所有者向けに、日常管理の留意事項や日常点検のチェックポイント等を取りまとめた、「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」を策定し、周知。

<屋外広告物条例ガイドラインの改正等>

・平成28年4月、国において、有識者等の検討委員会による検討を踏まえ、屋外広告物の所有者等による点検の促進等を内容とする屋外広告物条例ガイドラインを改正し、各自治体に通知。

【改正のポイント】

- ・屋外広告物の所有者等は、屋外広告物の補修、除却等を怠らないようにし、良好な状態に保持する責務がある。
- ・屋外広告物の所有者等は、専門的知識を有する者に屋外広告物の劣化、損傷の状況を点検させなければならない。
- ・屋外広告物の所有者等は、許可の更新等の申請を行う場合に、点検結果を都道府県知事に提出しなければならない。

※上記ガイドラインと併せて、(一社)日本屋外広告業団体連合会、(公社)日本サイン協会、(一社)サインの森の3団体が共同で、屋外広告物の統一的な点検基準等を策定し、事業者に周知。

<屋外広告物の安全点検に関する指針(案)の作成等>

・屋外広告物の点検の実効性を高めるため、許可更新の際の安全点検報告書における点検箇所や点検項目等を盛り込んだ「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」を作成し、各自治体に通知。(平成29年7月28日付け)

屋外広告物に携わる産学官で構成する屋外広告物適正化推進委員会（事務局(一社)日本屋外広告業団体連合会）にて、屋外広告物の安全管理を推進すべく、看板オーナーの日常管理のためのガイドブックを作成し、全国に展開。



【ガイドブックの概要】

○看板の種類とチェックポイント

→袖看板・壁面看板・建植看板・屋上看板・置看板
・アーチ看板の日常管理の留意事項について

○屋外広告物に係る関連法令

○事故等の要因について

→事故等に係る自然環境（雨・風・気温など）、人為的ミス（設計・施工不良）、経年劣化による要因について

○看板オーナーによる日常点検

→看板オーナーがすべき日常点検項目について

等

※ 国土交通省HPで公表中。『国交省 屋外広告物適正化の推進』で検索。

もしくは、http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/crd_townscape_tk_000012.htmlへアクセス。

事業者団体における取組

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会、公益社団法人全日本ネオン協会、一般社団法人サインの森の3団体が共同で、屋外広告物の点検基準、点検結果の記録様式及び点検業務を受託する際の標準契約書を策定しております。(平成28年4月27日発出)

○屋外広告物点検基準(案)

屋外広告物の点検方法についての標準的な基準として策定しました。

○安全点検報告書(看板カルテ)様式案

点検の結果を記録し、履歴として残すことで屋外広告物の所有者と点検者との情報共有を図り、改修などの判断材料とするものです。

○屋外広告物の点検・保守に関する標準契約書(案)

点検を確実に推進するためには契約に基づいた業務として実施する事が必須であるとの観点から策定したものです。

看板カルテ 標準・突出し

整理番号		総合評価	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 経過観察	<input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 即時修理	<input type="checkbox"/> 改修済
年 月 日							

下記の通り安全点検を実施したので報告します。なお、報告内容は事実と相違ありません。

設置者	会社名						
	住所	〒 - - - - -					
	会社名						
管理者(点検者)	住所	〒 - - - - -					
	屋外広告業登録No.	第	号	担当			
管理者資格 / No.	<input type="checkbox"/> 屋外広告士	<input type="checkbox"/> ネオン工事資格者	<input type="checkbox"/> 建築士()級	<input type="checkbox"/> その他()	第 号		

看板アイテム	<input type="checkbox"/> 屋上広告	<input checked="" type="checkbox"/> 突出	<input type="checkbox"/> 建柱	<input type="checkbox"/> 壁面	<input type="checkbox"/> 野立	点検種別	<input type="checkbox"/> 目視点検(遠望)	<input type="checkbox"/> 標準点検(近接触手)	<input type="checkbox"/> 詳細点検
設置場所	〒 - - - - -								
設置年月日	年 月 日(年経過)			点検実施日	年 月 日				

① 壁面評価	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 経過観察	<input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 即時修理	コメント	
② アンカーボルト評価	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 経過観察	<input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 即時修理	コメント	
③ フラケット/カバー評価	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 経過観察	<input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 即時修理	コメント	
④ 内部鉄骨評価	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 経過観察	<input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 即時修理	コメント	
⑤ フレーム評価	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 経過観察	<input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 即時修理	コメント	
⑥ フレーム(押え)評価	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 経過観察	<input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 即時修理	コメント	
⑦ 表示面板評価	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 経過観察	<input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 即時修理	コメント	
⑧ 電材評価	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 経過観察	<input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 即時修理	コメント	
⑨ 付属部材評価	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 経過観察	<input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 即時修理	コメント	

屋外広告物の安全点検に関する指針(案)について

「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」は、屋外広告物の点検の実効性を高めるため、許可更新の際の安全点検報告書における点検箇所や点検項目等を取りまとめたものであり、地方公共団体の屋外広告物担当者が安全対策を推進する際の参考資料として活用できるよう、平成29年7月28日付けで、地方公共団体へ通知。

なお、本指針(案)は、国土交通省のホームページで公表しています。

<URL>http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/crd_townscape_tk_000012.html

【指針(案)の内容】

○主な屋外広告物の種類と劣化等が起こりやすい箇所

- (1) 突出看板
- (2) 建植看板・アーチ看板
- (3) 壁面看板

○許可更新の際の安全点検報告書の提出等

- (1) 点検箇所・点検項目
- (2) 安全点検報告書による確認のための留意事項
- (3) 所有者等における定期的な点検の実施

○地方公共団体が安全パトロール等を行う場合の現地確認方法

- (1) 望ましい確認箇所と確認方法
- (2) 専門業者への現地確認調査の委託
- (3) 異常を確認した場合の対応

○地方公共団体の安全対策に係る取組事例

③地域活性化に向けた取組

屋外広告物条例ガイドラインの一部改正(H29.3.23改正) ～公共デジタルサイネージに係る屋外広告物規制の運用弾力化～

【背景】

「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議)において、多言語表示に対応した観光案内図板等「公共デジタルサイネージへの広告掲出に係る屋外広告物規制の運用を弾力化」と位置づけられています。

これを受け、公共デジタルサイネージを含む公益上必要な施設に民間広告を表示し、その広告料収入を設置・管理費用に充てることで、このような施設の設置を促進する取組を拡大していくため、平成29年3月23日付けで、屋外広告物条例ガイドラインを改正し、地方公共団体に通知しました。

【屋外広告物条例ガイドラインの改正概要】

案内図版、公共掲示板等、公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、知事等の許可を受けて、屋外広告物の表示禁止地域においても表示することができる旨の規定を追加。

なお、「公益上必要な施設又は物件とは、案内図板、公共掲示板等、地域の状況に照らし、知事が定めるものとし、デジタルサイネージも含まれる。また、同項に基づく規則においては、周囲の景観との調和等について、許可の要件を定めることが望ましい」旨を屋外広告物条例ガイドライン運用上の参考事項に追記。

【公共デジタルサイネージの設置事例】

名古屋市栄ミナミ地区において、社会実験として、平成28年4月より、民間広告付きのタッチパネル式デジタルサイネージ(多言語対応の地図やイベント情報等の発信)を設置。(広告料収入を設置・管理費用に充当。)





屋外広告物条例ガイドラインの一部改正(H29.12.19改正) ～エリアマネジメント活動推進のための屋外広告物規制の弾力化の促進～

背景

- 近年、民間が主体となった、良好な環境の形成、エリアの魅力向上等を図るためのエリアマネジメント活動の取組が広がってきている。
- こうした取組の課題の一つとして、安定的な活動財源の確保の問題があり、その対応策として、道路、公園、広場等の公共空間等において屋外広告物のスペースを販売し、自主財源としている例がみられる。この際、エリア内の景観ルールを策定し、デザインの優れた屋外広告物を誘導することで、まちの景観向上にも寄与。

課題

- 屋外広告物の規制は、地方公共団体が屋外広告物条例に基づき実施。
- 道路、公園、広場等の公共空間は、一般的に、屋外広告物設置の禁止区域とされている。
- こうした規制が広告収入によるエリアマネジメント活動の自主財源の確保のハードルとなっている。

解決策

- 屋外広告物条例の参考となる屋外広告物条例ガイドラインを改正し、地域の公共的な取組に要する費用に充てるため設置する屋外広告物で良好な景観の形成に寄与するものについては、許可等により、禁止区域等であっても設置できる旨の規定を追加。
- これにより、屋外広告物条例による規制の弾力化を促し、民間主体によるエリアマネジメント活動及び良好な景観の創出を推進。

先進的な取組事例

【大阪市の事例】

(一社)グランフロント大阪TMOが、「うめきた地区」において、エリア内の清掃、施設の点検、巡回バスの運営、イベントの開催等を実施。
大阪市屋外広告物条例では、NPO法人等が公共的な取組に要する費用の一部に充てるため表示する広告物について、禁止地域・禁止物件の規定を適用除外としており、また、TMOは景観の自主ルールを策定し、デザインの優れた屋外広告物を設置することが可能となり、良好な景観の創出と自主財源の確保を図っている。



🌀 プロジェクションマッピングを推進するための屋外広告物法における対応について

対応の概要

- プロジェクションマッピング実施の環境整備を進めることは、都市の魅力を高める上で重要。
- いわゆる屋外広告物と態様、景観への影響等が大きく異なるため、従来の「屋外広告物条例ガイドライン」とは別に、新たにその特性を活かす「プロジェクションマッピングに関するガイドライン」を策定・公表する。（平成30年3月30日発出）

プロジェクションマッピング技術

プロジェクションマッピングに係る技術は、世界的に大きく進展

規制改革推進会議からの主な指摘

- 従来の広告物と同じ規制を適用するのは疑問（特に面積規制）
- 各自治体に規制のあり方を委ねるのは酷。ガイドラインで方向性を示すべき
- ガイドラインにおいては、実施する際の手続、申請・届出先一覧、留意点をまとめたものも示すべき
- 2019年ラグビーワールドカップ及び2020年東京オリンピック・パラリンピックに間に合わせること

新たに策定・公表するガイドラインの概要

- プロジェクションマッピング技術は日進月歩。
従来の広告物とは異なり、景観阻害や損壊等の恐れが極めて小さく、都市の景観・風致や安全性への影響が小さい。
- この特性を踏まえ、以下の点を明示する新たなガイドラインを策定・公表する。
- ① 公益性があり期間限定で行われるものは、規制手続きの適用除外とすることができる旨、明示
 - まちの活性化に資する期間限定のイベント（オリパラ関連など）は適用除外とする
- ② 禁止地域は住宅系用途地域など景観上配慮が必要な地域に限定。また、商業地域等においても面積要件等の制限を撤廃とすることができる旨、明示

※別途、プロジェクションマッピング実施の際の手続きや窓口等を明記した「実施マニュアル」も策定・公表する

東京都議会議事堂での事例



実施主体：東京都、オリパラ競技大会組織委員会
内 容：東京2020オリパラ大会への気運を盛り上げる映像
日 時：2017年7月24日～29日（5日間）
19:30～21:00の間に、10分間の映像を5回上映

長崎県長崎市出島での事例



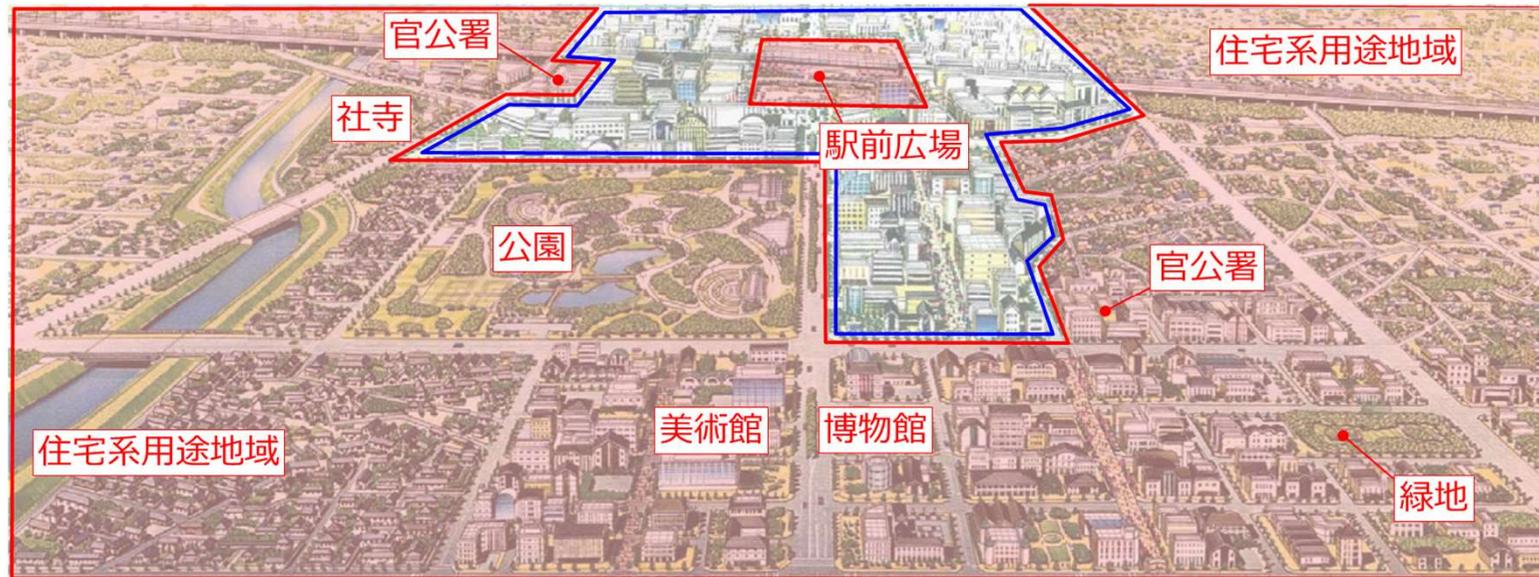
実施主体：出島プロジェクションマッピング事業実施委員会
内 容：出島の歴史や未来像を描いた映像
日 時：2017年12月8日～10日（3日間）
18:00～20:00の間に、5回上映

新たに策定・公表した「プロジェクションマッピングに関するガイドライン」について

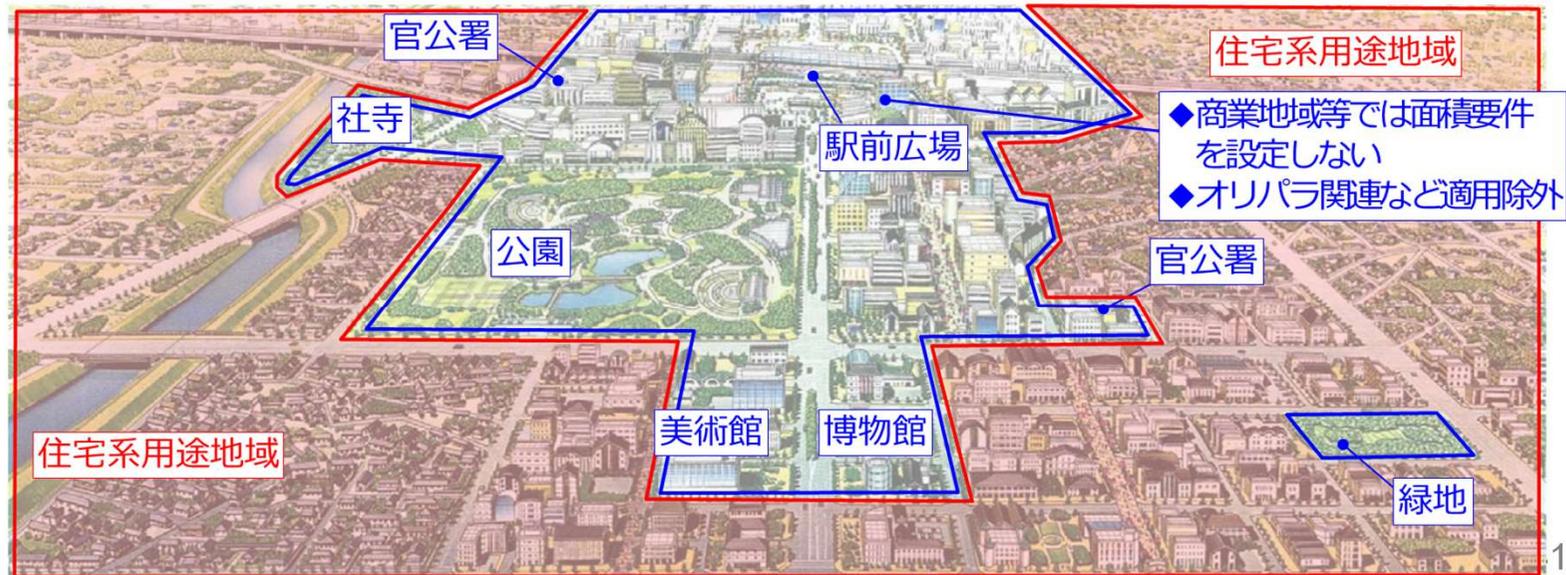
プロジェクションマッピングに関するガイドライン	(参考) 現行の屋外広告物条例ガイドライン
<p>○ 定義 プロジェクションマッピングを定義する。 「建築物等に光で投影する方法により表示される広告物」</p> <p>○ 禁止地域 原則、住居系用途地域に限定する。</p> <p>○ 禁止物件 道路交通安全に影響を与えるもの等に限定する。</p> <p>○ 許可地域 (禁止地域以外) ・ 許可基準 面積要件を定めないことができる地域を明示する。 (例：商業地域)</p> <p>○ 適用除外 現行の適用除外に加え、オリパラ関連も含め、まちの活性化等に資するイベントのため表示されるものも適用除外とする。</p>	<p>○ 禁止地域 ・ 住居系用途地域 ・ 景観地区、風致地区 ・ 駅前広場や官公署、博物館、美術館、社寺、教会、文化財、公園、緑地 等</p> <p>○ 禁止物件 ・ 信号機、道路標識、街路樹、電柱 ・ 石垣、よう壁の類 等</p> <p>○ 許可地域 (禁止地域以外) ・ 許可基準 50m²以下とし、かつ、周囲の景観と調和したものとす 等</p> <p>○ 適用除外 ・ 法令の規定により表示する広告物又はこれの掲出物件 ・ 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等</p>

プロジェクションマッピングの実施が可能となるエリアのイメージ

現行



新ガイドライン



凡例

禁止地域

許可地域

壁面絵画の扱いについて

- 屋外広告物法における屋外広告物の定義は、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」であって、「建築物等に掲出又は表示されたもの」とされており、**壁面絵画についてもこれに該当。**
- 詳細なルールは都道府県等の条例で定められており、許可が必要な地域等が存在。**許可基準は都道府県等の規則で定められる。**
- 大規模な壁面絵画については、以下の方法で実施可能。

① **屋外広告物条例を改正し、「広告物活用地区」を指定。**（地区外よりも緩和した許可基準を適用）

※東京都には、この制度が設けられていない

※広告物活用地区は、9都市12地区で活用されている。

⇒「**広告物活用地区**」を積極的に活用するよう、**地方公共団体へ周知徹底。**（平成30年3月30日発出）

② **許可基準を定めた屋外広告物条例施行規則の改正。**

①の「**広告物活用地区**」の活用事例
（札幌市すすきの地区）



屋外広告業登録規則参考資料(案)の一部改正(H30.9.27改正)

【背景】

～屋外広告業登録申請書等の様式の見直し～

- ・「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定)に基づき、複数の地方自治体における手続に関する事業者の負担を軽減するため、「屋外広告業登録申請書」及び「屋外広告業登録事項変更届出書」(以下「登録申請書等」という。)を改正し、地方自治体に通知した(平成30年9月27日付け)

【登録申請書等の改正概要】

- ① 現在、各地方公共団体が使用している登録申請書等の様式において、多くの地方公共団体が設定している項目を、国の様式に追加した。
- ② 登録申請書等の申請(届出)文について、都道府県(又は市)の屋外広告物条例が記載できるよう、文章を変更した。
- ③ 改正後の様式において、各地方公共団体が記載する必要がないと判断した項目等については、黒塗り又は斜線を引くなど、柔軟に対応していただくことを想定。
- ④ 添付書類については、各地方公共団体で記載内容が異なり、国が統一的に示すことが困難であるため、必要に応じて各地方公共団体が定めることとし、様式の備考欄には記載しないこととした。

【添付書類の見直し】

- ・国が示している添付書類について見直しを行った結果、必要最低限のものであると判断し、改正を行わないこととした。

【ご協力のお願い】

- ① 地方公共団体(都道府県・政令市・中核市)においては、屋外広告業者の手続的・経済的な負担の軽減と登録事務の効率化の必要性を踏まえ、改正した登録申請書等の様式の使用にご協力いただくとともに、使用する場合においては、可能な限り速やかに移行していただきたい。
- ② 事業者が登録申請書等を電子媒体で作成することが出来るよう、入力様式は、PDF形式とは別に、Word形式やExcel形式などの電子媒体もホームページ上に掲載していただきたい。